

いわき市農業委員会第8回総会議事録

会長 蛭田元起は、令和7年1月21日(火曜日)午後1時30分、いわき市農業委員会総会を
いわき市役所東分庁舎5階会議室にて開催した。

1 出席者(計33名)

(1) 農業委員(21名)

1 鈴木 幸夫	11 平田 敬一	
2 鈴木 義直		22 飯高 敬一
3 遠藤 重和	13 岡村 泰典	23 油座 盛明
4 木幡 仁一	14 佐川 良平	24 藁谷 昭夫
5 蛭田 元起	15 菅野 綾	
6 志賀 幸	16 木村 義昭	
7 田子 耕一	17 新妻 吉人	
8 古市 邦男	18 松崎 正信	
9 四家 誠	19 生田目 祥明	
	20 石井 英毅	

(2) 事務局(12名)

事務局長	草野 隆弘
事務局参事兼次長	中村 祐一
農政振興係長	赤津 剛士
農地調査係長	鯨岡 孝行
農地審査係長	蛭田 祥久
農政振興係 主査	坂本 桂三
農地調査係 主査	鈴木 昌則
農地審査係 主査	櫛田 秀則
農地調査係 主査	金成 聡司
農地審査係 主査	浅川 実利
農地審査係 主事	千葉 風摩
農政振興係 主査(書記)	鹿内 竜也

2 欠席者

10 中根 まり子	12 鈴木 忠光	21 大竹 公治
-----------	----------	----------

3 会議の概要(注: 個人情報に係る箇所を除く)

事務局 (中村次長)	それでは、議事に入ります。 議事の進行は、いわき市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定により、会長が議長となり進行することとなります。 蛭田会長、よろしくお願いいたします。
議長 (蛭田会長)	それでは、議長を務めさせていただきます。 円滑な議事進行に努めて参りたいと思いますので、皆様方のご協力をお願いいたします。 まず、本日の通告欠席ですが、議席番号10番 中根まり子委員、議席番号12番 鈴木忠光委員、議席番号22番 大竹公治委員となります。 現在、委員24名中21名が出席しており、これは、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する総会開会に必要な過半数を超えております。 本日の総会が成立することをご報告いたします。 次に、いわき市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、開会・閉会は議長が宣告することになっておりますので、宣告いたします。 只今より、いわき市農業委員会8回総会を開会いたします。 次に、議事録署名人の指名ですが、いわき市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定により、議長が指名いたします。 議席番号19番 生田目祥明委員、議席番号20番 石井英毅委員、以上2名の委員をお願いいたします。 また、書記は事務局をお願いいたします。 なお、議事録については、平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知により、「農業委員会は、総会等の終了後速やかに、市町村個人情報保護条例等に留意の上、その審議過程の全てを要約することなく詳細に記した議事録を作成し、これを縦覧に供すること」とされております。 これにより、本総会の議事録作成については、委員個人名と発言内容の全てを記載する「全文記録方式」といたします。 また、作成した議事録については、いわき市の公式ホームページにおいても、公表することになっておりますことを申し添えます。 次に、会務報告に入ります。 今月の報告は、令和6年12月分となります。 議案書2ページに記載のとおりですので、各自ご確認ください。 これより議事に入りますが、先に留意事項について申し上げます。 総会資料には、個人情報が含まれており、非常勤の特別職公務員である農業委員及び農地利用最適化推進委員には、守秘義務が課せられていることから、その取り扱いについては、十分ご注意願います。 次に、議案・報告案件において、取下げ・追案等があるかどうか、事務局の説明を求めます。
事務局 (赤津係長)	特に、取下げ・追案等はありません。

議長
(蛭田会長)

それでは、議事に入ります。

農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族、若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することが出来ないこととされております。

該当する方がいれば、議案審議の際に申し出て下さい。

それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(蛭田係長)

議案書の3ページをお開き願います。

【議案第1号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(千葉主事)

議案説明書の1ページをお開き下さい。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、ご説明いたします。

議案説明書の2ページをご覧になりながらお聞き下さい。

併せて地図については、別紙現地調査位置図をご覧下さい。

番号1番から番号3番については、売買による所有権の移転、番号4番、番号5番については、賃貸借権の設定、番号6番から番号8番については、贈与による所有権の移転です。

なお、番号3番、番号5番、番号6番については、新規就農案件となっております。

番号3番及び番号5番については、譲受人は会社を辞めてから、譲渡人の農作業を手伝っておりました。

その中で自ら農業を行いたいと考え、地権者の同意を得て申請に至っております。

農機具については、軽トラック、トラクター、草刈り機、耕運機を一台ずつ所有しており、田植え機とコンバインについては、譲渡人から借りる予定となっております。

権利取得後は、水稻と露地野菜を作付する予定です。

番号6番については、譲受人と譲渡人は親戚であり、譲渡人は高齢で跡継ぎもいないことから、譲受人が申請地を管理することとなりました。

農機具については、耕運機を1台所有しており、権利取得後は現状のまま栗畑として栗を栽培する予定となっております。

以上が、今月の農地法第3条許可申請案件となります。

今月の3条申請面積については、田9,022㎡、畑2,373㎡、合計11,395㎡となります。

説明は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今、議案第1号について、事務局より説明がありました。

ここで、現地調査時の意見の報告を、担当委員よりお願いいたします。

6 番
志賀委員

番号 1 番から番号 6 番の案件につきましては、現地を調査した結果、特
段、問題はありませんでした。
報告は、以上です。

議長
(蛭田会長)

続いて、事務局よりお願いいたします。

事務局
(千葉主事)

番号 7 番、番号 8 番について、事務局で現地を確認したところ、特
問題はございませんでした。
報告は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今の報告では、特に問題ないと判断されるということでした。
これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

22 番
飯高委員

番号 4 番及び番号 5 番について、参考までに賃借料の年額を教えて下さ
い。

事務局
(千葉主事)

番号 4 番については、年額 10,000 円。
番号 5 番については、年額 6,000 円となっております。

22 番
飯高委員

ありがとうございました。

議長
(蛭田会長)

そのほか、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようですので、お諮りいたします。

議案第 1 号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございま
せんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可
申請について」は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、
事務局の説明を求めます。

事務局
(蛭田係長)

議案書の 4 ページをお開き願います。

【議案第 2 号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(櫛田主査)

議案の説明に入る前に、案件の取下げについて、ご説明いたします。
議案説明書の 8 ページをお開き下さい。

番号 6 番、好間町大利の案件について、関係機関との協議が予定してい
たとおりに進まなかったことから、取下願出書が提出されましたので、議

事務局
(櫛田主査)

案から削除願います。

これにより、今月の 5 条許可申請の合計面積が変更となります。

田の面積が6,081.00㎡から5,751.00㎡へ、合計面積が13,079.65㎡から12,749.65㎡へ変更となります。

資料の訂正をお願いいたします。

それでは、議案説明書の 7 ページをお開き願います。

議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、ご説明いたします。

議案説明書の 8 ページをお開き願います。

配付しております「現地調査位置図」及び「許可申請に係る意見及び決定理由書」をご覧になりながら、お聞き下さるようお願いいたします。

なお、「現地調査位置図」は 8 ページから、「意見及び決定理由書」は、右下の欄に記載しております受付番号5073番からとなります。

ご準備よろしいでしょうか。

それでは、申請土地の表示、登記地目、転用面積、転用目的、権利の移動事由の順で申し上げます。

番号 1 番、小名浜野田の 2 筆、いずれも田、計953㎡、太陽光発電設備、所有権の移転です。

番号 2 番、石塚町、畑1,088㎡、太陽光発電設備、所有権の移転です。

番号 3 番、勿来町大高、畑1,316㎡、太陽光発電設備、所有権の移転です。

番号 4 番、常磐松久須根町の 2 筆、いずれも田、計4,322㎡、ダンプカー・重機駐車場及び土木資材置き場、賃借権の設定です。

なお、番号 4 番については、転用面積が30 a を超えておりますので、農地法の規定に基づき、福島県農業会議の意見聴取案件となります。

続きまして、番号 5 番、常磐上矢田町、田476㎡、分家住宅、所有権の移転です。

番号 7 番、久之浜町末続、畑1,776㎡、太陽光発電設備、所有権の移転です。

番号 8 番、四倉町駒込、畑822㎡のうち463.65㎡、鉄塔周辺工事としての一時転用、賃借権の設定です。

番号 9 番、三和町下市萱、畑3,461㎡のうち2,355㎡、資機材置き場及び駐車場としての一時転用、賃借権の設定です。

以上 8 件、面積は、田5,751.00㎡、畑6,998.65㎡、合計12,749.65㎡となります。

申請内容を精査した結果、農地転用許可基準である「立地基準」及び「一般基準」を満たしているのが、番号 1 番、番号 3 番から番号 5 番、番号 8 番及び番号 9 番です。

これ以外の番号 2 番及び番号 7 番については、事務局による書面審査及び今年14日に実施した現地調査の結果、「問題あり」または「要確認」とされた案件がありましたので、その内容をご説明いたします。

番号 2 番及び番号 7 番は、いずれも株式会社 ES-MIRAI を譲受人とする太陽光発電設備です。

株式会社 ES-MIRAI は、今年度の 5 月の総会で許可処分の取消願出を 1 件、翌 6 月の総会では、当初の事業計画どおりに工事が進まなかったとのことで、事業計画変更申請を 7 件提出するとともに、許可処分の取消願出を 2 件提出して、総会においてご審議頂き可決された事業所です。

その際に、「今後このようなことがないように、転用候補地の選定を含め、事業計画を十分に立てたうえで転用申請を行うこと」との厳重注意を付しました。

まずは、「現地調査位置図」の 20 ページをお開き下さい。

こちらの番号 7 番については、同位置図の 21 ページの土地利用計画図に記載のある法面 A は、現地調査において、現況と一致していましたが、法面 B 及び法面 C は現地において確認出来ませんでした。

土地利用計画図は、許可後に施工する計画図であることから、新たに法面 B 及び法面 C について、例えば、水処理等の理由があるために新設する計画であれば、問題はないことから、株式会社 ES-MIRAI の担当者に、法面 A から法面 C までの勾配が分かる縦断図を提出するように依頼しました。

追加提出を受けた縦断図の内容を精査した結果、問題なしと判断されました。

新たに法面 B 及び法面 C を設置する理由を確認したところ、東側に向かって傾斜がある土地であり、太陽光発電設備を設置するためには平坦にする必要があることから、申請地内の高低差を調整するために法面を新設するとのことでした。

そのため、番号 7 番については、農地転用許可基準である「立地基準」及び「一般基準」を満たしているものでした。

「現地調査位置図」の 10 ページをお開き下さい。

こちらの番号 2 番については、現地調査において申請地の一部に竹木等が繁茂しており、農地性がないため、申請に係る形式上の要件を欠くことから、却下が妥当であると考えられます。

また、同位置図の 11 ページの土地利用計画図において、進入路が設けられており、事前相談において提出された土地利用計画図には、3 m の幅員を設けるとのことでしたので、進入路を確保している点においては問題ないかと考えましたが、現地調査を行った結果、赤道の幅員は約 1 m しかなく、進入路として十分な幅員を確保できておらず、隣接農地の一部を進入路として使用しなければ、太陽光発電に係る機材搬入が出来ない状況であり、土地利用計画図と現況が合っておらず、問題のある案件でした。

株式会社 ES-MIRAI には、令和 6 年 6 月総会において、「今後このようなことがないように、転用候補地の選定を含め、事業計画を十分に立てたうえで転用申請を行うこと」との厳重注意を付しているにも関わらず、番号 2 番については、現地調査を適切に行っているとは言えないものであり、いわき市農業委員会の厳重注意に従っているとは言えません。

また、令和 6 年 7 月の話しではありますが、農地法第 5 条に基づく市街化区域内の太陽光発電設備設置する届出案件について、株式会社 ES-MIRAI は、「届出の取消」を依頼するために、7 月 4 日付でいわき市農業委員会会

事務局
(櫛田主査)

長宛に、顛末書を提出しています。

この顛末書には、「太陽光発電所として利用する予定でしたが、事前の調査不足により、工事に着手する直前で重機等の搬入が厳しく、工事不可であることが判明しました。

以後、このようなことがないように注意し、施工担当部署の者と営業担当者が共同して事前調査を行いますので、何卒農地転用の届出について取消しをお願い致します」と記載されていますが、今回の番号2番については、顛末書の記載のとおりに対応していれば、起こることのないミスであり、顛末書の提出が形骸化していると思料されます。

株式会社 ES-MIRAI が提出してくる事前相談及び農地転用許可申請書に添付されている土地利用計画図には、このような記載があることがあります。

「当該図面は公図を基に作成しております。現地調査後、内容が変わる場合もございますので、ご了承下さいませ」

現地調査を行わずに、公図を基に作成しているのであれば、現地と合っていない、または進入路が確保できないというトラブルが起きることは、必然ではないかと考えています。

今後は、現地調査を踏まえていない農地転用許可に係る事前相談及び農地転用許可申請は、受け付けられないことがあるとの意見を付します。

説明は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今、議案第2号について、事務局より説明がありました。

ここで、現地調査時の意見の報告を、担当委員よりお願いいたします。

7番
田子委員

事務局の説明のとおり、番号2番については、却下が妥当と考えます。

それ以外の番号1番、番号3番から5番、番号7番について、現地を調査した結果、特段問題はありませんでした。

報告は、以上です。

議長
(蛭田会長)

続いて、事務局よりお願いいたします。

事務局
(櫛田主査)

番号8番及び番号9番について、一時転用案件であることから、事務局で現地を調査した結果、特段問題はありませんでした。

報告は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今の報告では、「番号1番、番号3番から番号5番、番号7番から番号9番は特に問題がなく、番号2番は現況が農地とは判断できないことから却下が妥当である」とのことでした。

これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

4 番
木幡委員

番号 7 番について、お伺いいたします。

許可申請に係る意見及び決定理由書の調査事項「申請理由及び事業実施の確実性」の欄のただし書きの部分ですが、「ただし、法面 B と法面 C は現状存在しないことから、新設するのであれば問題ないが、現地調査不十分による誤記である場合には、法面 B と法面 C を新設しないため、土地利用計画図どおりの施工は困難であることから事業の実施は出来ない」という記載になっておりますが、結局、結論はどういうことなのか、理解不十分のため教えて下さい。

事務局
(櫛田主査)

現地調査位置図の 21 ページを併せてご覧下さい。

現地調査を実施した結果、法面 B と法面 C の存在は確認出来ず、位置図上、西側から東側へ向かう一定の傾斜地でございました。

法面 B と法面 C を新設しないということであれば、土地利用計画図と相違がございますので、不許可相当であると思われましたが、申請者より、改めて法面を設置する内容の縦断図が追加提出されましたので、土地利用計画図と相違がないため、実施可能と判断したところでございます。

4 番
木幡委員

そうすると、ただし書き 2 行目の「現地調査不十分による誤記」ではなかったということでしょうか。

事務局
(櫛田主査)

その通りでございます。

4 番
木幡委員

わかりました。

ありがとうございました。

議長
(蛭田会長)

そのほか、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

22 番
飯高委員

ご面倒でも、土地の売買費用や賃借料の金額を教えてくださいと思います。

事務局
(浅川主査)

申請地の売買費用や賃借料等については、「許可申請に係る意見及び決定理由書」の調査事項のうち、「資力及び信用」欄に用地費として記載しておりますので、ご確認願います。

22 番
飯高委員

失礼しました。

ありがとうございました。

議長
(蛭田会長)

そのほか、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようですので、お諮りいたします。

議長
(蛭田会長)

議案第2号について、番号1番、番号3番から番号5番、番号7番から番号9番は許可とし、番号2番は現況が農地とは判断できないことから却下とすることに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、只今の説明のとおり可決いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(蛭田係長)

議案書の5ページをお開き願います。

【議案第3号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(浅川主査)

議案説明書の11ページをお開き願います。

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」、ご説明いたします。

議案説明書の12ページをお開き願います。

配付しております「現地調査位置図」及び「許可申請に係る意見及び決定理由書」をご覧になりながら、お聞き下さるようお願いいたします。

なお、「現地調査位置図」は26ページから、「意見及び決定理由書」は、右下の欄に記載しております受付番号5081番の次、左上に事業計画変更(12)と記載があるページになります。

ご準備よろしいでしょうか。

それでは、説明いたします。

番号1番、申請人の住所・氏名は、広島県広島市、株式会社ウエストエネルギーソリューションです。

申請土地の表示は、勿来町関田です。

当該案件は、令和6年6月26日付け、いわき市農業委員会指令第5023号により許可を受けたものです。

当初の転用目的は、太陽光発電設備の設置であり、今回の変更申請の内容は、「転用の時期及び転用の目的に係る事業のうち工事期間(完工時期)の変更」です。

当初の事業計画で使用する予定であった西側から工事区域に至る進入ルートについて、途中に狭隘箇所があり、資機材等の搬入が出来ないことから、工事を中止していましたが、工事区域の東側から進入するルートに変更し、関係者の通行承諾を得られたことで、工事再開の見通しが立ったことから、工期の延長をするものです。

申請内容は、「転用の時期及び転用の目的に係る事業のうち工事期間(完工時期)の変更」について、変更前が令和6年7月30日、変更後が令和7年3月31日となっております。

当該案件については、施工中の事業計画変更であり、事業計画の変更後においても、周辺営農に影響を及ぼすものではないことから、計画変更を

事務局 (浅川主査)	承認することについて、問題ないものと考えます。 説明は、以上です。
議長 (蛭田会長)	只今、議案第3号について、事務局より説明がありました。 ここで、現地調査時の意見の報告を、事務局よりお願いいたします。
事務局 (浅川主査)	番号1番について、事務局で現地を調査した結果、特段問題はありませんでした。 報告は、以上です。
議長 (蛭田会長)	只今の報告では、特に問題ないと判断されとのことでした。 これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。 【意見・質問なし】 ご質問がないようですので、お諮りいたします。 議案第3号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。 【「異議なし」の声あり】 ご異議なしと認め、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」は、原案のとおり可決いたします。 次に、議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」、事務局の説明を求めます。
事務局 (鯨岡係長)	議案書の6ページをお開き願います。 【議案第4号を朗読し、審議事項を説明】 なお、詳細については、担当者が説明いたします。
事務局 (鈴木主査)	それでは、議案第4号について説明いたします。 説明の前に本日配布しました、資料3をお手元にご準備下さい。 それでは、資料により訂正内容について3点、説明をさせていただきます。 番号①、既に契約している農地が含まれていましたので、対象筆数の変更となります。 番号②、賃借期間の変更となります。 14年から15年への訂正です。 番号③、番号①において筆数と面積が変更となりましたことから、記載内容への訂正となります。 以上の点につきまして、市より連絡がありました。 議案説明書の14ページをお開き下さい。 議案第4号は、令和5年4月より基盤強化促進法の一部が改正されたことから、農地中間管理事業の推進に関する法律(第19条第3項の規定)により、市が農業委員会に対し意見を求めるものです。 次のページをご覧ください。

事務局
(鈴木主査)

こちらの内容につきましては、先ほど資料3において訂正内容として、説明を行った内容となります。
また、貸付相手方の要件については、満たしております。
説明は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今、議案第4号について、事務局より説明がありました。
当該計画(案)に対するご意見のある方は、ご発言をお願いします。

22番
飯高委員

参考までに使用貸借についてですが、今後も含め、実態がどうなのか、どのような変化があるのか、教えて頂きたいと思います。

事務局
(鈴木主査)

実態ということでしたが、逆に実態とはどのようなことを指すのでしょうか。
質問の内容が分かりかねますので、確認させて下さい。

22番
飯高委員

使用貸借なので、金銭のやり取りはないと思うのですが、市内全域において同様であるのか教えて下さい。

事務局
(鈴木主査)

今回は、あくまでもこの地区に関して、市側から意見を求められているものでございますので、これが市内全域で同様であるとは、判断しかねるところでございます。

22番
飯高委員

わかりました。

議長
(蛭田会長)

そのほか、当該計画(案)に対するご意見のある方は、ご発言をお願いします。

【意見なし】

ご意見がないようでありますので、お諮りいたします。
議案第4号について、意見なしとすることに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」は、農業委員会の意見は「なし」といたします。

ここで、議案第5号に入る前に、10分間の休憩を取ります。
午後2時30分まで休憩とします。

【10分間休憩】

全員お揃いですので、議事を再開いたします。

議案第5号「いわき市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(鯨岡係長)

議案書の 7 ページをお開き願います。

【議案第 5 号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(金成主査)

資料 1－1 をお開き願います。

新旧対照表は、資料 1－2 となりますので、併せてご確認下さい。

議案第 5 号「いわき市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定について」、説明いたします。

農業委員会等に関する法律第 7 条第 1 項の規定により、本市における農地等の利用の最適化の推進に関する目標、及び農地等の利用の最適化の推進の方法、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 1 項による地域計画が定められている地域においては、目標を達成するためにとるべき具体的な措置に関して農業委員会が果たすべき役割に関する事項について、指針としてまとめています。

今般、第 18 期のいわき市農業委員会の発足にあたり、指針の改定を行うものです。

なお、改定内容については、資料 1－2 の新旧対照表をご参照頂きたいと存じますが、令和 4 年度から実施している、農業委員会等に関する法律第 6 条第 2 項に規定する農地等の利用の最適化の推進に関し、国及び本市農業委員会が定める目標に沿って、数値の見直し等を行っています。

詳細な説明については、令和 6 年 12 月の全員協議会において、説明しましたので割愛させていただきます。

第 18 期の農業委員会の活動の指針として、お諮りするものです。

説明は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今、議案第 5 号について、事務局より説明がありました。

これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようですので、お諮りいたします。

議案第 5 号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第 5 号「いわき市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定について」は、原案のとおり可決いたします。

次に、報告に入ります。

始めに、報告第 1 号から第 4 号まで、一括して事務局の説明を求めます。

事務局
(蛭田係長)

議案書の 8 ページをお開き願います。

【報告第 1 号を朗読し、報告事項(農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について)を説明】

それでは、議案説明書の 45 ページから 54 ページをお開き願います。

事務局
(蛭田係長)

今月の報告件数は、42件、権利の移動理由は、「相続」が41件、「時効」が1件です。

権利の取得面積は、田85,167.00㎡、畑58,907.78㎡、合計144,074.78㎡です。

以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。

続きまして、議案書の9ページをお開き願います。

【報告第2号を朗読し、報告事項(農地法第4条第1項第7号の規定による届出について)を説明】

議案説明書の55ページから56ページをお開き願います。

今月の報告件数は、1件、転用面積は、田0㎡、畑417㎡、合計417㎡です。

以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。

続きまして、議案書の10ページをお開き願います。

【報告第3号を朗読し、報告事項(農地法第5条第1項第6号の規定による届出について)を説明】

議案説明書の57ページから58ページをお開き願います。

今月の報告件数は、3件、転用面積は、田955㎡、畑736㎡、合計1,691㎡です。

以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。

続きまして、議案書の11ページをお開き願います。

【報告第4号を朗読し、報告事項(農地法第18条第6項の規定による通知について)を説明】

議案説明書の59ページから60ページをお開き願います。

今月の報告件数は、2件、面積は、田108㎡、畑0㎡、合計108㎡です。

以上、合意解約通知がありましたので報告いたします。

報告は、以上です。

議長
(蛭田会長)

次に、報告第5号について、事務局の説明を求めます。

事務局
(赤津係長)

議案書の12ページをお開き願います。

【報告第5号を朗読し、報告事項(引き続き農業経営を行っている旨の証明書について)を説明】

議案説明書の61ページから62ページをお開き願います。

今月の交付件数は、1件、内訳は、「相続税の納税猶予」です。

面積は、田0㎡、畑2,016㎡、合計2,016㎡です。

以上、事務局長が専決し、証明書を交付しましたので報告いたします。

報告は、以上です。

議長
(蛭田会長)

以上、事務局説明のとおり、ご承知おき願います。

次に、その他に入ります。

始めに、農業者年金加入推進部長より、農業者年金に関するお願いがご

議長
(蛭田会長)

ざいます。

加入推進部長
(鈴木職代)

農業者年金加入推進部長の鈴木です。

お配りしました資料2をご覧ください。

先月の研修会でもお話しましたが、今年11日から2月28日まで、農業者年金の加入推進強化月間となっております。

本市の状況についてですが、令和6年度の加入目標人数は3人です。

うち20歳から39歳までの加入目標人数は1人、女性の加入目標人数は1人となっております。

昨年10月に35歳の男性1人が加入いたしましたので、20歳から39歳までの加入目標人数を達成しております。

目標の達成に向け、よりいっそうの加入推進活動のご協力をお願いいたします。

私からは、以上です。

議長
(蛭田会長)

委員の皆様のご協力について、私からも重ねてお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

そのほか、事務局より何かございますか。

事務局
(浅川主査)

農地法第51条第1項に該当する事案(渡辺町田部地内)について

⇒ 上記について、次のとおり報告した。

渡辺町田部地内における農地法・農振法違反事案に関して、昨年11月21日の第8回総会で報告したとおり、原状回復等の措置の履行期限を今年31日まで延期する旨認めていたところであるが、今年に入ってから、相手方代理人より、「本人が翻意し、“原状回復はできない”と言っている」との話があった。

代理人に対し、「仮に原状回復を行わない場合、起こり得ること」を具体的に説明したところ、それを踏まえて再度本人と話をするとのことであったが、説得に成功したとの知らせは残念ながら入っていない。

このことを受けて、県と協議した結果、来月早々に現地調査を実施し、原状回復がなされていない旨確認した場合は、農地法及び農振法による原状回復命令に違反したとして、いわき東警察署への刑事告発を早急に行うこととなった。

なお、昨年9月19日の第4回総会において、「農業委員会の総会で、ある工事業者が違反転用を行ったと認定された場合で、当該業者が競争入札参加者資格を有しているときは、違反が是正されるまでの間、指名から外すことができる制度」を設けている自治体があるので、調べてほしいとの話があった。

これについて、岡山県岡山市と玉野市、宮城県登米市が「指名留保」という制度を設けている旨確認した。

これは、一般的な指名停止とは別に、「競争入札参加者資格を有してい

事務局
(浅川主査)

る業者について、農地法のほか、都市計画法、建築基準法、農振法、廃棄物処理法等に違反し、関係部局から違反事案として通知を受けたときは、市長は、所定の手続きを経たうえで、通知を受けたときから是正されるまでの期間、当該業者の指名を留保することができる」という制度であり、ここでいう「関係部局」について、農地法においては農業委員会を指すと思われる。

違反転用対策で、最も重要なのは「未然防止」である。

この「指名留保」の制度を含め、当農業委員会で採用すべき有用な違反転用対策があれば、今後研究していきたいと考えている。

議長
(蛭田会長)

そのほか、事務局より何かございますか。

【特になし】

では、委員の皆様から何かございますか。

【特になし】

特にないようですので、以上を持ちまして、いわき市農業委員会第8回総会を閉会いたします。

4 議案・報告の内容及び審議結果

(1) 議案

番号	名称	審議結果
第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	原案のとおり可決
第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	番号1番、番号3番から番号5番、番号7番から番号9番は許可、番号2番は現況が農地とは判断できないことから却下 (※番号6番は取り下げ)
第3号	農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について	原案のとおり可決
第4号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について	「意見なし」にて可決
第5号	いわき市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定について	原案のとおり可決

(2) 報告

番号	名称
第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
第4号	農地法第18条第6項の規定による通知について
第5号	引き続き農業経営を行っている旨の証明書について

5 農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限に該当した委員 なし

6 本総会の閉会時刻

午後2時55分

7 本総会の議事録署名人に指名された委員

19 生田目 祥明 20 石井 英毅